

## 「広報ちくしの」広告掲載仕様書

### 1 業務内容

「広報ちくしの」への広告掲載に係る募集、選定及び広告作成等の業務。

### 2 「広報ちくしの」概要

- (1) 発行回数 毎月1回（1日発行）
- (2) 規格 A4版、約30ページ（増減あり）
- (3) 発行部数 45,000部（令和8年1月号時点）
- (4) 配布方法 自治会による全戸配布

### 3 履行期間 契約の締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

（広告掲載期間 令和8年5月号から令和9年4月号まで計12号）

### 4 広告の枠、位置等

広告を掲載する位置及び規格は次のとおりとする。

- (1) 位置 裏表紙の下部2段

- (2) 大きさ・仕様

1号広告（全段） 縦4.8センチメートル、横17センチメートル

2号広告（半段） 縦4.8センチメートル、横8.4センチメートル

縦2件、横2件の最大4件掲載可能。広告の縦・横の結合は可能とする。

- (3) 色数 4色カラー

- (4) 規格等

①記事中に使用する文字は、原則として11級以上62級以内とする。50級以上はスミベタとせず、アミを80%程度かけること。

②広告の用字用語

漢字、音訓、仮名遣い及び送り仮名は、原則として次の内閣告示等に準じる。

ア) 平成22年内閣告示第2号（常用漢字表）

イ) 昭和61年内閣告示第1号（現代仮名遣い）

ウ) 昭和48年内閣告示第2号（送り仮名の付け方）

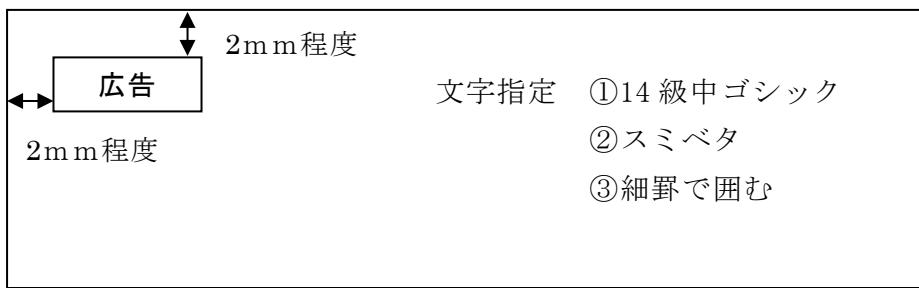
③広告枠の罫線

表罫（0.1mm）程度とすること。

④広告の表示

広告には、その左上または右上（図参照）に「広告」との表示を入れること。

## 【図】



## 5 入稿場所 筑紫野市企画政策部秘書広報課

## 6 支払方法

広告掲載料金については分割払いとし、契約金額に2分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額を(1)のとおり、また契約金額から(1)の額を控除した額を(2)のとおり、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(1) 令和8年5月号から令和8年10月号までの6号分

支払期日：令和8年9月10日（木）まで

(2) 令和8年11月号から令和9年4月号まで6号分

支払期日：令和9年3月10日（水）まで

## 7 禁止事項 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 刊行物等の公共性又はその品位を損なう恐れのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(4) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの

(5) 公序良俗に反するもの

(6) その他、掲載広告として適当でないと認められるもの

## 8 広告掲載までの手順等

(1) 広告代理店は、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成する。

① 広告元の法人名

② 広告元の法人所在地（住所）

③ 業種

④ 広告元の代表者の「氏名・フリガナ・生年月日・性別」

(2) 広告原稿は、Adobe Illustratorで作成し、全てアウトライン化及びレイヤー統合した完成データを提出する。また、併せて広告原稿をPDFに変換した原稿印刷用データを提出する。

(3) 広告代理店は、(1)により作成したデータを別紙1に掲げる提出期限までに秘書広報課に提出し、審査を受ける。なお、CD-R、電子メール添付等での

提出も可とする。

- (4) 新規広告主からの掲載については、市で事前審査を行うため、別紙1の提出期限の3営業日前までに、当該広告の原稿を提出する。
- (5) 広告代理店は、市から審査の結果の通知を受けたときは、速やかに、その結果を広告元に通知すること。
- (6) 審査の結果、広告掲載について承認したときは、市において広報紙に掲載を行う。
- (7) 期限までに広告原稿が提出されない場合は、広告取扱業者に通知の上、市が広告枠を使用できることとする。この場合において、広告枠売買価格の減額は行わない。

## 9 広告元の優先順位

広告代理店は、広告元の選定に当たっては、市広報紙の性質を考慮して地域性及び公共性の高いものを優先し、次の順序になるよう配慮すること。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類する法人（以下「国等」という。）
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人でその事業の内容が公共的性格を有する法人
- (3) 市内に事業所を有する法人で(2)以外の法人
- (4) (2)及び(3)以外の法人

## 10 その他留意事項

- (1) 広告元及び広告の内容は、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱、「広報ちくしの」広告掲載取扱要領及び筑紫野市刊行物等広告掲載指針の規定に適合すること。特に、暴力団、その他反社会的団体と密接な関係を有しないことに留意すること。
- (2) 広告は、印刷により発行する広報紙のみへの掲載とする。
- (3) 広告掲載料は分割払とし、市が指定する日までに納入すること。
- (4) 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。
- (5) 市は、広告の内容により広告代理店又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない。
- (6) 広告の作成に関する費用は、広告代理店が負担する。
- (7) 広告の内容について疑義が生じた場合は、そのつど担当職員と協議すること。